

RI第2620地区 静岡第3分区

沼津柿田川ロータリークラブ



RI会長 ゲイリー C.K. ホアン
 RI第2620地区ガバナー 岡本 一八
 会長 濱田 清明
 幹事 前田 守
 例会日時 毎週月曜日12:30点鐘
 例会場 沼津卸商社センター 2F
 〒411-0912 静岡県駿東郡清水町卸団地203
 TEL 055-971-6500
 〒410-0312 沼津市原1771-2 増田方
 TEL 055-969-2321 FAX 055-969-2322
 E-MAIL officework@rcj-nk.org

事務局

会長挨拶

第1546回例会 会長挨拶

会長 濱田清明

皆さんこんにちは。第10回目の紹介者は伊藤毅君です。

伊藤君は1971年12月14日生まれの43歳でいらっしゃいます。ご職業は燃料配布業「株式会社フジプロ」の代表取締役でいらっしゃいます。

会社設立は昭和28年10月に伊藤さんの祖父、伊藤洋さんが「富士プロパンガス商会」を設立されました。当時は本社を熱海市に置き、川崎市にてプロパンガスの販売をされていたそうです。その後、昭和41年4月に駿東郡清水町八幡に移転し、「株式会社フジプロ」を設立。同時に伊藤さんの父、伊藤晋さんが社長に就任され営業内容もガソリンスタンドとプロパン充填に移行されたそうです。

平成16年2月に伊藤毅君が社長に就任されました。伊藤君の経歴と致しましては平成8年3月に日本大学を卒業され、東日本ハウス株式会社に入社されました。2年間、営業でご活躍されましたが、家庭の事情で平成10年に株式会社フジプロに入社され、6年後に社長就任。伊藤君の社長就任にあたり平成15年4月にガス部門を売却し、ガソリンスタンド・車検整備・自動車販売を主とする経営へと変わりました。株式会社フジプロさんは他のスタンドに比べてガソリン価格が常時1リットルあたり5円～10円安いのですがどうしてですか？と伺ったところ、平成15年9月までモービル石油特約店としてガソリンを販売していましたが、特約店の看板を返還し株式会社フジプロが直接商社からガソリンを購入する事で安く仕入れる事が出来ます。そして安価でお客様に提供する事で宣伝にもなり、多くの販売へと繋がると考え価格を下げています。と、お話下さいました。ガソリンスタンドで利益を得る事で他の事業展開へ繋がるとお考えで、現在の私の中で工事を請負い板金工場を建設中でありまして、平成27年4月に板金事業も開設されるそうです。

さて、伊藤君の入会時のお話ですが、2012年3月に入会されました。現在入会をされて4年目となります。スポンサーは野口さんです。伊藤君の父、晋さんが沼津柿田川ロータリークラブの会員だったそうで、1993年には会長に就任されています。その事もあり入会されたそうです。入会后3ヶ月で副幹事となり、菊地さんが会長をされていた2013年～2014年度には、まだ入会して1年目ながら幹事をされました。更に今年度は会計を担当してくれ、会長として補佐して頂きとても感謝しております。

ロータリーはどうですかと尋ねたところ、とても面白く、岩本さんには気を遣って夜間例会後に個人的に飲み連れに連れて行って頂き、人間関係が深まり楽しいですとの事でした。そしてチャーターメンバーの太田さんや野口さん等の古くからの方々には若い会員に対して歴史あるロータリーの事をもっと指導して下さいとの事です。

私も親睦についてはテーブル会等で会員の交流が深まっていますが、次のステップとして若い会員がもっと勉強する機会があると良いのかなどと考え、花見例会等の前に1時間程、勉強会を開いたら良いのかなど思っております。更なる会員の向上を目指して頑張っていきましょう。

これで会長挨拶とさせていただきます。

幹事報告

■ 事務連絡 ■

- *ガバナー事務所より
ガバナー月信2月号 到着
新会員・若手ロータリアン育成の為の手引き 到着
小学生の世話クラブとカウンセラーのお引き受けについてのアンケート 到着
- *ロータリーの友事務所より
2015-2016 年度版 ロータリー手帳のご案内 到着
- *第2580地区ガバナー事務所より
第16回ロータリー国際囲碁大会のご案内 到着

■ 例会変更 ■

- *富士山吉原RC
3月19日(木)→夜間例会

■ 週報到着 ■

- 富士山吉原RC

本日のゲスト・ビジター

ビジター・ゲストはありませんでした。

スマイル報告

荒川康博 二週連続欠席すみません。

卓話



裁判員裁判について

梅田欣一会員

裁判員裁判制度について、お話しさせていただきます。

裁判員制度は、平成21年5月から施行されました。私は、現在までに4件の裁判員裁判を経験しております(そのうちの1件は公判前整理手続が係属中です)。

裁判員制度が導入された意義は、裁判という国家権力の行使に主権者である国民を直接関与させることによって、国民主権をより実質化すること、判決に一般市民の判断を反映させることによって、判決の内容をより常識的にしようということにあります。

裁判員裁判は、刑事事件の中で重大な事件について実施されます。例えば、人を殺した場合(殺人)、強盗が人に怪我をさせたり死亡させたりした場合(強盗致死傷)、人に怪我をさせその結果死亡させた場合(傷害致死)、ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人を轢き死亡させた場合(危険運転致死)、人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)、身代金を取る目的で人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)、子どもに食事を与えずに放置して死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)等です。

裁判員については、前年の秋頃に最高裁判所から通知が来たら、翌年の裁判員裁判に呼ばれる可能性があります。2回目に来る通知は、当該具体的な事件について、裁判員候補者に選ばれましたという通知で、この通知が来たら、呼出があった日に裁判所に向かなければなりません。ただ、1件の裁判員裁判で、6人の裁判員と2名の補充裁判員を選ぶために、60人くらいの人が呼び出されたりしますので、実際に裁判員に当たる確率はそれ程高くはないと思います。

裁判員に選ばれると、公判に出席すること、評議、評決をすること、判決宣告に立ち会うことをします。

裁判員は、国会議員とか、弁護士、警察官などはなれませんが、会社の社長は普通になれます。

裁判員は、法律のことを知らなくても、大丈夫です。普通の市民が裁判に参加することを目的として設計された制度ですので、

法律のことを知らなくても大丈夫なのです。裁判の内容は、裁判官、弁護士、検察官により、分かりやすく説明されますので、大丈夫です。

裁判員になることを辞退できるのは、70歳以上であること、学生、生徒であること、一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人です。裁判所も、この制度が国民一般に理解されることを望んでおりますので、辞退の理由は比較的緩やかに運用されています。

裁判員となるために仕事を休むにあたっては、必要な休みをとることが法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。ただ、自営業の人はなかなか大変ですよ。

裁判員には、守秘義務が課されますが、守秘義務の対象は、評議での議論の内容に限られます。公判でどのような審理がなされたかについては、公判はもともと公開されておりますので、守秘義務の対象ではありません。評議での議論が守秘義務の対象となるのは、評議において、裁判官や裁判員が自由に意見を述べ合うことができるようにするためです。

最後に、弁護士として、お話しておきたいのは、刑事裁判では、無罪の推定がなされるということです。つまり、何人も、有罪の判決が確定するまでは無実の人として扱われるということです。これは、えん罪を防止するために認められた制度です。検察官は、被告人が罪を犯したことに合理的な疑いを抱く余地がないことを立証しなければなりません。検察官がこれを立証できなければ、無罪となるということです。これを、裁判員の人に説明するときは、「証拠を検討した結果、常識に従って判断し、被告人が起訴状に記載されている罪を犯したことは間違いないと考えられる場合には、有罪とすることになります。逆に、常識に従って判断し、被告人を有罪とすることに疑問があるときは、無罪としなければなりません。」ということになります。

委員会報告

会員増強退会防止委員会

委員長 野口郁夫

本日配布されたガバナー一月信2月号の7ページに第2620地区の出席報告一覧が掲載されております。表は2ヶ月前のもので、12月で当クラブは20名となっております。近隣クラブを含めた当クラブの出席率も意識していただけたらと思います。沼津西RCさんとの合同例会では、新会員の紹介もあると思いますので、名刺を少し多めにご用意ください。

◆次回例会プログラム◆ 沼津西RC合同例会

出席報告

会員数	出席計算に用いた会員数	出席計算に用いた出席者	出席率	1月26日修正出席率
21名	20名	18名	90.00%	80.95%

出席：古泉・太田・野口・前田・岩本・梅田 他 計18名

欠席：高田・中田 計2名

MU：梅田・大石・荒川 計3名